

府政共生第242号
25文科初第19号
雇児発0401第5号
平成25年4月1日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会
各指定都市・中核市市長 殿
各指定都市・中核市教育委員会
附属幼稚園を置く各国立大学法人の長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

山崎史郎

文部科学省初等中等教育局長

布村幸彦

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

石井淳子

子ども・子育て支援法の一部の施行等について（通知）

平成24年8月22日付けで公布された子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第7章の規定並びに附則第4条、第11条及び第12条(第31条の規定による第27条第1項の確認の手続(法第77条第1項の審議会その他の合議制の機関(以下「市町村合議制機関」という。)の意見を聴く部分に限る。)、第43条の規定による第29条第1項の確認の手続(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。)、第61条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))及び第62条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備(法第77条第4項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴く部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定については、平成25年4月1日に施行されました。

これらの規定の主な内容等は下記のとおりですので、各位におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知するなど、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第一 法第7章関係

1. 内閣府に、子ども・子育て会議を置くこととしたこと。(法第72条から第76条まで関係)
2. 法第76条の規定に基づき、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めた子ども・子育て会議令(平成25年政令第81号)(別添1)が平成25年3月25日に公布、平成25年4月1日に施行されたこと。(法第76条関係)
3. 市町村は、条例で定めるところにより、特定教育・保育施設の利用定員の設定や市町村子ども・子育て支援事業計画に関し意見を聴く等のため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとしたこと。(法第77条第1項関係)
4. 都道府県は、条例で定めるところにより、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し意見を聴く等のため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとしたこと。(法第77条第4項関係)
5. なお、3.及び4.の審議会その他の合議制の機関に関する規定は、国の子ども・子育て会議の設置に関する規定と同じく、平成25年4月1日に施行することとしていること。当該規定については、衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議を踏まえ、政府案の「(合議制の機関を)置くことができる」との規定が「置くよう努めるものとする」との規定に修正されたものであること。

3.及び4.の審議会その他の合議制の機関は、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画等への子育て当事者等の意見の反映を始め、自治体における子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保する上で重要な役割を果たすものであることから、設置するよう努められたいこと。また、設置する場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府

県子ども・子育て支援事業支援計画の調査審議等が十分行えるよう、可能な限り速やかに設置されたいこと。

なお、3. 及び4. の審議会その他の合議制の機関の構成員の人選については、教育、保育及び子育て支援の関係者のバランスや、子育て当事者の参画に配慮するなど、会議が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえてその事務を処理することができるよう、留意されたいこと。

第二 法附則第4条関係

法附則第4条に基づき、子ども・子育て支援法附則第四条の保育の需要及び供給の状況の把握に関する内閣府令（平成25年内閣府令第20号）（別添2）が平成25年4月1日公布・施行されたこと。